

令和 5 年 4 月 26 日



守山市 記者提供 資料

担当部署 国保年金課
 担当者 武友、橋本
 電話 077-582-1120
 FAX 077-582-1138

通院医療費の助成対象を中学 3 年生まで拡大

●趣旨・目的

市政運営の方針の一つであります「子育てするなら守山！」の実現に向け、子育て支援策の充実の観点から、医療費における経済的負担の軽減を図るため、通院医療費の助成を中学 3 年生までに拡大するもの。

●拡大対象者

中学 1 年生から中学 3 年生まで（約 2,900 人）

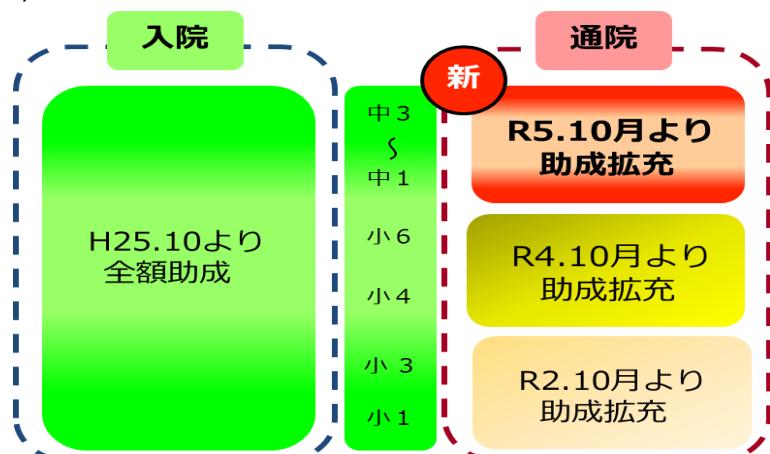
●開始時期

令和 5 年 10 月診療分から

●自己負担金

1 医療機関につき月額 500 円
 （調剤は自己負担なし）

※所得制限なし



●助成方法

県内医療機関：申請により市から交付された受給券と健康保険証と一緒に窓口にて提示することにより助成が受けられます。

県外医療機関：医療機関で支払った後、領収書、振込先口座のわかるもの、受給券、健康保険証を持参し、国保年金課に申請した後還付します。

●スケジュール

- R5.8 上旬 医療機関等への周知
- R5.8 中旬 受給券申請書の送付
- R5.9 下旬 受給券の送付
- R5.10.1 助成制度拡大開始